

## 佐世保市行財政改革推進会議設置要綱

### (設置及び目的)

第1条 社会経済情勢が大きく変化する中で、健全な財政運営を図りながら、時代の変化に適切に対応し、市民のニーズに対応できる行政をめざした行財政改革を推進するにあたり、市民の視点による幅広い意見を求めるため、佐世保市行財政改革推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

### (任務)

第2条 推進会議は、行財政改革の推進に関する必要な事項について調査審議を行い、市長に助言等を行う。

### (組織及び委員)

第3条 推進会議は、委員10人以内で構成する。

2 委員は、学識経験者、関係団体に属する者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

### (会長及び副会長)

第5条 推進会議に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

### (会議)

第6条 推進会議は、市長が必要に応じて招集し、会長が議長になる。

2 推進会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことはできない。

3 会長は、必要があると認めたときは、会議に委員以外の関係者の出席を求め、関係事項について説明又は意見を聞くことができる。

### (部会)

第7条 会長が必要と認めるときは、推進会議に専門的事項を分掌させるために部会を置くことができる。

2 部会は、会長の指名する委員をもって組織し、部会長は部会に属する委員の互選による。

3 部会長は、部務を掌理し、部会における審議の経過及び結果を必要に応じて推進会議に報告する。

4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちあらかじめ部会長が指名した者がその職務を代理する。

5 部会長は、必要があると認めたときは、部会に属する委員以外の関係者の出席を求め、関係

事項について説明又は意見を聞くことができる。

- 6 前各項に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が会長の同意を得て定める。

(事務局)

第8条 行財政改革推進局に推進会議の事務局を置き、庶務を処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年3月9日から施行する。  
(佐世保市行政改革懇話会設置要綱の廃止)
- 2 佐世保市行政改革懇話会設置要綱(平成17年10月24日制定)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年11月15日から施行する。